

【中小企業対策特別委員会】

(1) 審議概観

第132回国会において中小企業対策特別委員会に付託された法律案は、内閣提出3件であり、すべて成立した。

また、本委員会に付託された請願はなかった。

[法律案の審査]

中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法案の提案理由及び要旨は次のとおりである。

現下の日本経済は、円高の進展、内外価格差の存在等により企業の海外進出が進み、産業空洞化が懸念されている。また、国内産業の成熟化等により経済活力の低下が懸念されている。

このような状況下で、本法律案は新たな商品・役務を生み出す取組み、すなわち中小企業の創造的事業活動の促進を通じて、新たな事業分野の開拓を図ることが重要であることにかんがみ、企業家精神に富む中小企業の創業及び研究開発等を支援するため、創業後5年未満の製造業等の中小企業者及び収入金額に比べて一定比率以上の試験研究費を計上している中小企業者に対し、設備投資減税等の支援措置を講ずることとしている。また、著しい新規性を有する技術の研究開発及びその成果の事業化を行う中小企業者であって、具体的な計画を策定し、都道府県知事の認定を受けた者に対して、中小企業投資育成株式会社法の特例、中小企業信用保険法の特例、課税の特例等による支援措置を講ずることとしている。

小規模企業共済法及び中小企業事業団法の一部を改正する法律案の提案理由及び要旨は次のとおりである。

小規模企業共済制度は、小規模企業の個人事業主や役員が相互扶助の精神に基づいて掛金を積み立て、事業の廃止、役員の退任等の事態に備えるための制度で、中小企業事業団により運営されている。本制度については、昭和40年に創設されて以降、高齢化の進行、金融自由化の進展等社会経済環境に大きな変化がみられ、また、小規模企業も、経済の活力低下や産業空洞化が懸念される中にあって、事業所数の減少等深刻な問題に直面している。

このような状況下で、本法律案は、小規模企業経営を支える同制度の安定的運営と一層の充実を図るため、共済金の額を固定額の基本共済金と金利変動に応じた付加共済金による二階建て方式とするとともに、中小企業事業団の行う還元融資の対象に、共済契約者の事業に関連する資金及び創業・転業のための

資金を追加しようとするものである。

委員会においては、両法律案を一括議題とし、金融の自由化が進展する中の共済制度の安定的運用、中小企業の開業率の向上、研究開発等事業計画の弹力的な認定等について質疑が行われ、**中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法**案は全会一致で可決され、また**小規模企業共済法及び中小企業事業団法**の一部を改正する法律案は多数をもって可決された。

特定中小企業者の新分野進出等による経済の構造的変化への適応の円滑化に関する臨時措置法の一部を改正する法律案の提案理由及び要旨は次のとおりである。

現行法は平成5年11月に制定され、経済の構造的変化の影響を受け、生産額又は取引額が相当程度減少している中小企業者で、新分野進出や海外展開に係る計画を策定した者に対して支援措置が講じられている。しかし、最近、中小企業者は、急激な円高により事業活動に支障が生ずるなど、深刻な問題に直面している。

本法律案は、このように中小企業者を取り巻く環境が一層厳しくなってきている中、中小企業者が前向きに事業活動に取組み、環境に適応していくことができるよう、急激な円高による影響を受け、または受ける恐れのある中小企業者が行う新分野進出等、新商品又は新技術の開発、その他新たな事業活動及びこれらの準備のための事業活動に対して、中小企業近代化資金等助成法の特例、租税特別措置法の特例等による支援措置を講じようとするものである。

委員会においては、中小企業への円高の影響と本法による施策の効果、現行法による新分野進出等の計画の実施状況、事業展開計画の承認要件等について質疑が行われ、本法律案は全会一致で可決された。

[国政調査等]

2月10日、橋本通商産業大臣から、中小企業対策の基本施策及び平成7年兵庫県南部地震について、所信及び報告を聴取した。

次いで、3月10日、中小企業対策の基本施策及び阪神・淡路大震災について質疑を行い、中小企業の果たす役割と今後の中小企業対策の在り方、急激な円高の影響と対策、中小企業の定義の見直し、阪神・淡路大震災被災中小企業支援対策、製造物責任法施行に伴う対策、特殊法人の統合問題、産業空洞化の影響と対策等の問題が取り上げられた。

また、3月20日、予算委員会から委嘱を受けた平成7年度通商産業省所管（中小企業庁）、中小企業金融公庫及び中小企業信用保険公庫に関する予算の審査を行い、円高と中小企業対策、大規模小売店舗法の今後の取扱い、阪神・淡路大震災被災中小企業対策、信用保証協会の経営状況、検査時における規制

緩和、下請企業対策等について質疑が行われた。

6月13日には、中小企業対策樹立に関する調査のため、参考人として、文理情報短期大学教授柏木孝之君、ゼンキン連合書記長相馬末一君、全国卸商業団地協同組合連合会副会長吉野哲治君及び財団法人K S D中小企業経営者福祉事業団理事長古関忠男君の出席を求め、これからの中堅企業政策の課題に関する意見を聴取した。

参考人に対し、価格破壊の実態と流通機構の問題点、開廃業率の逆転を踏まえた対策、技術能力の開発へ向けた取組み、時短問題への認識、資金確保のための弾力的な金融措置、中堅企業の捉え方と支援策、中小企業と規制緩和、創業支援策の具体的方向等について質疑が行われた。

なお、広島県及び山口県における中小企業の実情に関する調査のため、平成6年12月13日から15日までの3日間、広島県及び山口県に委員派遣を行い、その派遣委員の報告が2月10日に行われた。

(2) 委員会経過

○平成7年1月20日（金）（第1回）

- 特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成7年2月10日（金）（第2回）

- 中小企業対策の基本施策に関する件及び平成7年兵庫県南部地震に関する件について橋本通商産業大臣から所信及び報告を聴いた。
- 派遣委員から報告を聴いた。

○平成7年3月10日（金）（第3回）

- 中小企業対策の基本施策に関する件及び阪神・淡路大震災に関する件について橋本通商産業大臣、政府委員、労働省、経済企画庁及び厚生省当局に対し質疑を行った。
- 小規模企業共済法及び中小企業事業団法の一部を改正する法律案（閣法第19号）（衆議院送付）
中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法案（閣法第18号）（衆議院送付）

以上両案について橋本通商産業大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成7年3月16日（木）（第4回）

- 小規模企業共済法及び中小企業事業団法の一部を改正する法律案（閣法第19号）（衆議院送付）

**中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法案（閣法第18号）
(衆議院送付)**

以上両案について橋本通商産業大臣及び政府委員に対し質疑を行い、小規模企業共済法及び中小企業事業団法の一部を改正する法律案（閣法第19号）（衆議院送付）について討論の後、両案をいずれも可決した。

- （閣法第19号） 賛成会派 自民、社会、平成、新緑、護り
反対会派 共産
- （閣法第18号） 賛成会派 自民、社会、平成、新緑、共産、護り
反対会派 なし

○平成7年3月20日（月）（第5回）

- 平成7年度一般会計予算（衆議院送付）
- 平成7年度特別会計予算（衆議院送付）
- 平成7年度政府関係機関予算（衆議院送付）

（通商産業省所管（中小企業庁）、中小企業金融公庫及び中小企業信用保険公庫）について参考人の出席を求める 것을決定し、橋本通商産業大臣から説明を聴いた後、同大臣、政府委員、労働省、建設省、厚生省当局及び参考人国民金融公庫副総裁土田正顕君に対し質疑を行った。

本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成7年5月19日（金）（第6回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 特定中小企業者の新分野進出等による構造的变化への適応の円滑化に関する臨時措置法の一部を改正する法律案（閣法第100号）（衆議院送付）について橋本通商産業大臣から趣旨説明を聴き、同大臣及び政府委員に対し質疑を行った後、可決した。

- （閣法第100号） 賛成会派 自民、社会、平成、新緑、共産、護り
反対会派 なし

○平成7年6月13日（火）（第7回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 参考人の出席を求める 것을決定した。
- これからの中企政策の課題に関する件について以下の参考人から意見を聴いた後、各参考人に質疑を行った。

- | | |
|-------------------|--------|
| 文理情報短期大学教授 | 柏木 孝之君 |
| ゼンキン連合書記長 | 相馬 末一君 |
| 全国卸商業団地協同組合連合会副会長 | 吉野 哲治君 |

財団法人KSD中小企業経営者福祉事業団理事長 古関 忠男君

○平成7年6月14日（水）（第8回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 中小企業対策樹立に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

（3）成立議案の要旨

中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法案（閣法第18号）

【要旨】

本法律案は、我が国産業構造の転換の円滑化と国民経済の健全な発展に資するため、中小企業の創造的事業活動の促進を通じて、新たな事業分野の開拓を図ることが重要であることにかんがみ、中小企業の創業及び技術に関する研究開発等を支援するための、中小企業投資育成株式会社法の特例措置等を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 定義

この法律において「特定中小企業者」を、中小企業者のうち特に「設立の日以後5年を経過していない法人又は事業を開始した日以後五年を経過していない個人であって、近年における経済の多様かつ構造的な変化による影響を受けており、当該業種における事業活動の活性化の促進が新たな事業分野の開拓に資する工業等の業種に属する事業を行うもの」、及び「前事業年度又は前年において試験研究費の額の収入金額に対する割合が一定の割合を超えるもの」と定義する。

この法律において「研究開発等事業」とは、「生産、販売若しくは役務の提供の技術（著しい新規性を有するものに限る。）に関する研究開発、その成果の利用又は当該成果の利用のために必要な需要の開拓を行うこと」と定義する。

2 事業活動指針

通商産業大臣は、中小企業近代化審議会等の意見を聴いて、研究開発等事業の内容その他創業及び研究開発等に際し配慮すべき事項について事業活動指針を定めなければならない。

3 研究開発等事業計画の認定等

中小企業者等又は事業を営んでいない個人は、単独で又は共同で行おうとする研究開発等事業に関する計画を作成し、都道府県知事の認定を受けることができる。

4 資金の確保

国及び地方公共団体は、認定研究開発等事業計画に従って行われる研究開発等事業に必要な資金の確保に努める。

5 支援措置

特定中小企業者は、中小企業投資育成株式会社法の特例、課税の特例等による支援措置を受けることができる。

研究開発等事業計画の認定を受けた中小企業者若しくは事業を営んでいない個人は、中小企業投資育成株式会社法の特例、中小企業信用保険法の特例、課税の特例等による支援措置を受けることができる。

6 国及び地方公共団体の施策

国は、中小企業の創造的事業活動を促進するため、創業及び研究開発等に関する情報の提供、技術又は経営管理に関する研修等の人材の養成、組織化の推進等中小企業の創業及び研究開発等の円滑化のために必要な施策を総合的に推進するよう努める。

地方公共団体は、国の施策に準じて施策を講ずるよう努める。

7 報告の徴収、罰則等

都道府県知事は、認定研究開発等事業計画の実施状況に係る報告の徴収及び報告義務違反に対する罰則等について必要な規定を設ける。

8 法律の失効

この法律は、施行の日から10年以内に廃止するものとする。

小規模企業共済法及び中小企業事業団法の一部を改正する法律案

(閣法第19号)

【要旨】

本法律案は、高齢化の進行、金融自由化の進展等小規模企業共済制度を取り巻く社会経済環境の変化及び経営資源の高度化、需要構造の多様化等小規模企業を取り巻く経営環境の変化に対応し、同制度の安定と一層の充実を図るため、共済金の額を基本共済金と付加共済金の二階建てに改めるとともに、共済契約者に対する貸付制度を拡充する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 小規模企業共済法の一部改正

- (1) 共済金の額は、掛金月額及び掛金納付月数に応じて定める金額（基本共済金）に金利の変動に応じて算出する金額（付加共済金）を加えた金額とする。
- (2) 共済契約者は、一定の場合に、掛金を納付しないこととする。

(3) 第二種共済契約制度を廃止し、この法律の施行前に締結された第二種共済契約については、引き続き効力を有するものとする。

2 中小企業事業団法の一部改正

事業団は、共済契約者又は共済契約者であった者のうち解約事由発生後解約手当金の支給の請求をしていないものに対し、その者の事業に必要な資金及びその事業に関連する資金の貸付を行うこととする。

3 経過措置

この法律の施行前に共済契約者となった者に対する共済金の算定等に関する経過措置を定める。

特定中小企業者的新分野進出等による経済の構造的变化への適応の円滑化に関する臨時措置法の一部を改正する法律案（閣法第100号）

【要旨】

本法律案は、最近の貿易事情その他の国際経済に係る事情の急激な変化にかんがみ、これらの変化に適応するため中小企業者が行う事業展開を円滑にするため、中小企業近代化資金等助成法の特例等を講じようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

1 定義

この法律により支援対象となる「特定中小企業者」の定義を、「近年における経済の多様かつ構造的な変化による影響を受けている工業等の業種（特定業種）に属する事業を営む中小企業者及びこれらの者がその構成員の相当程度を占める組合等」に改正する。

2 新分野進出等計画の承認

特定中小企業者であって経済の構造的变化による影響を受け、又は受けるおそれがあるものであって、一定の要件に該当するもの及びこれらの者がその構成員の相当程度を占める組合等は、新分野進出又は海外における事業の開始若しくは拡大に関する計画を作成し、都道府県知事の承認を受けることができる。

3 事業の展開

特定中小企業者であって経済の構造的变化のうち最近の貿易事情その他の国際経済に係る事情の急激な変化による影響を受け、又は受けるおそれがあるものであって、一定の要件に該当するもの及びこれらの者がその構成員の相当程度を占める組合等は、新分野進出等、経済の構造的变化への適応のための新たな事業活動及びこれらの準備のための事業活動に関する計画（事業展開計画）を作成し、平成9年5月31日までに都道府県知事に提出して、そ

の承認を受けることができる。

4 支援措置

事業展開計画の承認を受けた特定中小企業者は、中小企業近代化資金等助成法の特例、租税特別措置法の特例等による支援措置を受けることができる。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（3件）

※は予算関係法律案

番号	件 名	先 議 院	提出月日	参 議 院			衆 議 院			備 考
				委員会 付 託	委員会 議 決	本会議 議 決	委員会 付 託	委員会 議 決	本会議 議 決	
※ 18	中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法案	衆	7. 2. 6	7. 2.21 (予備)	7. 3.16 可 決	7. 3.17 可 決	7. 2. 6 商 工	7. 2.21 可 決	7. 2.23 可 決	
※ 19	小規模企業共済法及び中小企業事業団法の一部を改正する法律案	"	2. 6	2. 21 (予備)	3. 16 可 決	3. 17 可 決	2. 6 商 工	2. 21 可 決	2. 23 可 決	
100	特定中小企業者の新分野進出等による経済の構造的变化への適応の円滑化に関する臨時措置法の一部を改正する法律案	"	5. 15	5. 15 (予備)	5. 19 可 決	5. 19 可 決	5. 15 商 工	5. 17 可 決	5. 18 可 決	